

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 40  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

新たな  
補助金

## 令和3年度 新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止「継続支援」補助金について

10月7日厚労省より新たな補助金についての事務連絡が発表されました。院内感染拡大防止の取り組みを行うすべての保険医療機関が対象です。請求先・書式等の内容は以下の通りです。

### 【対象となる医療機関】

○新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための取り組みを行う、すべての保険医療機関が対象。

### 【対象経費】

○昨年度の支援事業と同様に、新型コロナウイルスに対応した感染拡大防止対策の幅広い経費が対象になっています。対象期間は令和3年10月1日から同年12月31日まで。  
○賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

※1 従前から勤務している者及び通常の医療提供を行う者に係る人件費は除く。

※2 他の補助事業の対象経費としたものは計上できません。

### 【補助標準額(上限額)】

|                    |      |
|--------------------|------|
| ・病院・有床診療所(内科・歯科)   | 10万円 |
| ・無床診療所(内科・歯科)      | 8万円  |
| ・薬局・訪問看護ステーション、助産所 | 6万円  |



### 【申請期限】

| 経費の対象となる期間              | 申請受付期間                  |
|-------------------------|-------------------------|
| 令和3年10月1日～同年12月31日までの経費 | 令和3年11月1日(予定)～令和4年1月31日 |

### 【申請方法】

・インターネットを利用した電子申請により申請 (11月1日に厚生労働省ホームページに掲載予定)

・パソコンほかスマートフォンやタブレットからも申請可能です。

※1 領収書等の証拠書類の提出は省略となりますので、必ず医療機関等において交付決定から5年間は保管しておいて下さい。

※2 インターネットを利用した電子申請が困難な場合は、コールセンターへ連絡してください。

その際に郵送等の申請方法についての案内がされます。

### 【申請内容】

○電子申請により、基本情報(施設名称、施設類型、代表者職名・氏名、連絡先、振込先等)及び感染拡大防止対策に要した費用(品目、数量、金額等)を入力。

※申請は必ず事業に要する費用が確定してから(物品であれば納品が完了し、費用が確定)申請して下さい。費用が確定しない段階における概算での申請はありませんのでご注意ください。

### 【問い合わせ先】

○厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター  
電話:0120-336-933(平日 9:30～18:00)